食費・部屋代の負担軽減(介護保険負担限度額)

介護保険負担限度額の申請

介護保険３施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイを利用する人の食費・部屋代は、本人の自己負担となりますが、低所得の人(住民税非課税世帯)は、申請により食費・部屋代の負担が軽減されます。ただし一定額以上の預貯金などの資産を持っている人は、軽減の対象になりません。

申請に必要なもの

負担限度額認定申請書、同意書、預貯金通帳などの写し(直近２カ月分、配偶者分も含む)、印鑑

※個人番号の記載がある場合には、被保険者本人または代理人の身元確認のために各種証明書の提示または添付が必要です。

申請前に確認を

- 複数の預貯金がないか
- 通帳の記帳をしてからコピー
- 総合口座の場合は定期預金の有無や履歴の有無
- 履歴があれば残高が０円でも写しが必要

※通帳の紛失による再発行や通帳の記帳をしてからでないと受け付けできない場合があります。

食費・部屋代の負担軽減 対象者判定の流れ

変わります！ 非課税年金も判定の対象に

公平性をさらに高めるため、平成28年８月から食費・部屋代に係る負担軽減措置の利用者負担段階の判定に、非課税年金(遺族年金・障害年金)も含めるよう見直しを行います。これにより、現在、利用者負担段階が第２段階の人のうち、非課税年金を含めた収入が80万円を超える人は、利用者負担段階が第３段階になります。

非課税年金に含まれるもの

日本年金機構または共済組合などの年金保険者から支払われる国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指します。具体的には、年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」「障害」「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金が判定の対象となります。

なお、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象になりません。

※受給している年金の種別について詳しくは、年金保険者へお問い合わせください。

介護保険負担限度額(１日あたり)

利用者負担段階		対象者		食費の負担限度額	居住費等の負担限度額			
					ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室
第１段階		生活保護の受給者、または本人および世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	かつ、預貯金などが単身で１０００万円(夫婦で２０００万円)以下	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第２段階	平成28年７月まで	本人および世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人		390円	820円	490円	490円 (420円)	370円
	平成28年８月から	本人および世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入と**非課税年金収入**の合計額が80万円以下の人						
第３段階		本人および世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が住民税非課税で、第２段階以外の人		650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※(　　)内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額です。